

県内の大気汚染を24時間監視しています

大気が汚染されると、県民の健康や生活環境に悪影響が生じます。例えば、光化学オキシダント（工場や自動車から排出される窒素酸化物などが紫外線による光化学反応で生成する）が高濃度になると、目がチカチカしたり、のどが痛くなるなどの健康被害が発生することがあります。微小粒子状物質（以下、PM_{2.5}）の場合は、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系等への影響が懸念されています。このような健康被害を未然に防ぐため、沖縄県では、大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を24時間監視しています。

大気常時監視テレメータシステムとは

沖縄県では、県内10カ所（内2カ所は那覇市管轄）に大気汚染物質測定局を設置し、大気汚染の状況を常時測定（監視）しています（測定局ごとの測定項目は表1のとおり）。この測定結果を収集し、ほぼリアルタイムで公表するシステムが大気常時監視テレメータシステムです。測定結果（速報値）は、ホームページ（図1）で確認することができます。

光化学オキシダントやPM_{2.5}が高濃度となり、健康被害が懸念される濃度となった場合、県では光化学オキシダント注意報やPM_{2.5}の注意喚起（以下、

注意報等）を発令することとなっています。テレメータシステムには、光化学オキシダント等がある程度高濃度になった場合のアラート機能が備わっており、アラートがあった場合、夜間休日も含め、県では注意報等を発令する準備態勢に入ります（なお、沖縄県では注意報等を発令した事例はありません（2022年末現在））。

10年ぶりの更新

テレメータシステムは県内の大気汚染状況の監視に重要な役割を持っていますが、導入から10年が経過し、老朽化が進んでいました。2022年8月に機器の更新を行い、不正アクセス等へのセキュリティ対策も強化されました。引き続き大気汚染の状況を常時監視するとともに、県民のみなさまの健康や生活環境の保全に努めていきます。

【環境科学班】

表1. 大気汚染常時監視測定局の測定状況
(2022年末現在)

測定局名	市町村	測定項目					
		二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	オキシダント	微小粒子状物質
一般環境大気測定局	那覇	那覇市	○	○	○	○	○
	西原	西原町	○	○	○		
	与那城	うるま市	○	○	○		○
	名護	名護市	○	○	○		○
	沖縄	沖縄市	○	○	○		○
	糸満	糸満市		○			○
	平良	宮古島市		○	○		○
	石垣	石垣市	○	○	○		○
自動車排出ガス測定局	牧港	浦添市		○	○		
	松尾	那覇市		○		○	

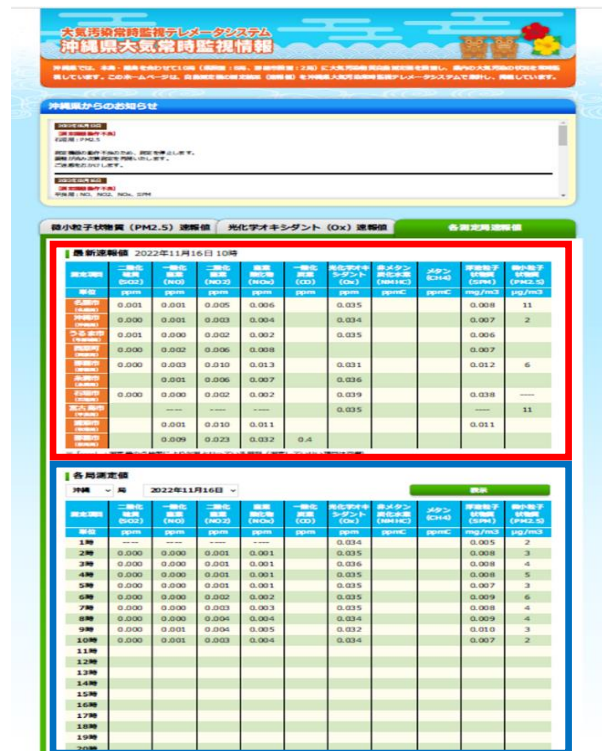


図1. 沖縄県大気常時監視情報ホームページ
(<http://okinawa-taiki.sakura.ne.jp/>)
赤枠が全局の測定物質別速報値、青枠が選択した測定局（図は沖縄局）の時間ごとの推移